



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年1月8日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
県民生活課	消費生活安全係	小池	内線 3018
			直通 058-272-8204
			FAX 058-278-2889

「岐阜県消費者施策推進指針2025（素案）」に対する 県民意見募集（パブリック・コメント）について

県では、岐阜県消費生活条例に基づき、消費者施策の推進を図るために総合的な消費者施策の方向性を示す「岐阜県消費者施策推進指針」を策定しています。現行の指針は、令和7年3月末で期間が終了することから、現在、新たな指針の策定作業を進めています。

この度、新たな指針の素案を取りまとめましたので、県民の皆さまからご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県消費者施策推進指針2025（素案）

2 意見の募集期間

令和7年1月9日（木）から2月7日（金）まで

※郵送の場合は2月7日消印有効、FAX、電子メールの場合は2月7日必着

3 「岐阜県消費者施策推進指針2025（素案）」の閲覧方法

（1）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県公式ホームページトップ>くらし・防災・環境>消費生活・県民生活

>岐阜県消費者の窓（消費生活相談・情報）

>岐阜県消費者施策推進指針2025（令和7年度－11年度）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/402494.html>

※「岐阜県民意見募集」でも検索できます。

（2）印刷物

・県庁 1階 情報公開・行政相談窓口前のパンフレット棚

・各県事務所（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎）

※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の方はその名称及び氏名）、連絡先を記載いただき、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県環境生活部県民生活課消費生活安全係 行

・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）

・FAX：058-278-2889

・電子メール：c11261@pref.gifu.lg.jp

【留意事項等】

- ・ 件名を『「岐阜県消費者施策推進指針2025（素案）」に対する意見』としてください（郵送の場合は封筒に記入）。
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ又は閲覧場所においても入手できます。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・ 個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県 環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

電話番号：058-272-8204（直通）